

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により
住宅の退去を余儀なくされる方への県営住宅の提供」及び
「収入が著しく減少した県営住宅入居者の方への家賃の減額
及び徴収猶予」について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅の提供を行います。また、収入が著しく減少した県営住宅入居者の方に対し、家賃の減額、徴収猶予の負担軽減措置を行います。

1 県営住宅の提供について

(1) 入居対象者

香川県内に在住又は在勤の方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、雇用先から解雇や雇止めされた方又は勤務日数の減少などにより収入が著しく減少した方で、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方又はその同居親族に該当することが、解雇通知等で証明される方

(2) 提供団地・戸数等 8団地19戸

団地名	所在地	戸数	建物階数	住戸階数	間取り
屋島東団地	高松市高松町	1戸	5	4	3DK
西春日団地	高松市西春日町	3戸	5	2	3DK
		1戸	5	3	3DK
屋島西団地	高松市屋島西町	4戸	4	3	3DK
		1戸	4	2	3DK
植松団地	高松市植松町	1戸	3	2	2LDK
		1戸	3	3	2LDK
牟礼団地	高松市牟礼町	1戸	5	4	3DK
坂出府中団地※	坂出市府中町	1戸	9	6	3DK
		1戸	8	6	3DK
宇多津団地	綾歌郡宇多津町	1戸	4	2	3DK
		1戸	4	3	3DK
常磐団地	観音寺市村黒町	2戸	4	3	3DK
計		19戸			

※坂出府中団地は、エレベーター設置

入居する住戸は、風呂設備を設置済みです。その他の家具・家電は設置していません。

(3) 提供期間

6か月（目的外使用許可）

※入居者の事情により6か月ごとに更新し、最長2年間までの延長が可能

(4) **使用料・敷金等**

使用料は、通常の県営住宅の家賃算定額を適用します。(減免制度あり)
敷金・連帯保証人は不要です。(光熱水費や共益費は自己負担になります。)

(5) **申込受付**

令和2年4月24日(金)から、申し込みの受付を開始します。

2 県営住宅家賃の減額及び徴収猶予について

(1) **対象者**

県営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方

(2) **家賃の減額**

所得に応じて決定される県営住宅の家賃について、収入が著しく減少した方の所得を減少した額で再認定を行い、家賃額の見直しを行います。(既に一番安い家賃になっている方は、対象外となります。また、審査の結果、家賃が減額とならない場合もあります。)

(3) **家賃の徴収猶予**

入居者の事情に応じて実施します。

3 お問い合わせ・申込先 (土・日・祝日を除く 8:30~17:15)

高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部住宅課 県営住宅グループ

電話：087-832-3581 FAX：087-806-0247